

生活保護費と最低賃金額の比較(令和8年度)

(単位:円)

都道府県	生活保護(生活扶助基準 (第1類費+第2類費(冬 期加算を除く)+特例加算 +経過加算+冬期加算+ 期末一時扶助費)+住宅扶 助)(注2)	最低賃金(令和6年度) ×173.8×0.824	最低賃金(令和7年度) ×173.8×0.824
北海道	106,748	144,643	153,952
青森	98,500	136,480	147,364
岩手	96,372	136,337	147,651
宮城	102,092	139,344	148,653
秋田	96,617	136,194	147,651
山形	97,883	136,767	147,794
福島	96,194	136,767	147,937
茨城	95,043	143,927	153,809
栃木	99,049	143,784	152,950
群馬	97,745	141,063	152,234
埼玉県	112,678	154,382	163,404
千葉県	109,528	154,095	163,261
東京都	123,302	166,555	175,577
神奈川県	118,968	166,411	175,434
新潟県	99,511	141,063	150,372
富山県	95,915	142,925	152,090
石川県	98,292	140,920	150,945
福井県	95,758	140,920	150,801
山梨県	92,936	141,493	150,658
長野県	96,335	142,925	151,947
岐阜県	97,806	143,354	152,520
静岡県	103,069	148,080	157,103
愛知県	104,423	154,238	163,261
三重県	96,028	146,505	155,671
滋賀県	99,991	145,646	154,668
京都府	109,808	151,517	160,683
大阪府	111,922	159,537	168,560
兵庫県	108,691	150,658	159,824
奈良県	98,849	141,206	150,515
和歌山県	95,935	140,347	149,656
鳥取県	94,995	137,053	147,508
島根県	92,880	137,769	147,937
岡山県	100,989	140,633	149,942
広島県	103,909	146,075	155,384
山口県	92,182	140,204	149,369
徳島県	89,651	140,347	149,799
香川県	96,583	138,915	148,367
愛媛県	97,475	136,910	147,937
高知県	93,169	136,337	146,505
福岡県	99,484	142,066	151,374
佐賀県	92,137	136,910	147,508
長崎県	94,540	136,480	147,651
熊本県	93,792	136,337	148,080
大分県	92,701	136,623	148,224
宮崎県	92,963	136,337	146,505
鹿児島県	92,606	136,480	146,935
沖縄県	95,872	136,337	146,505

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金との比較について〔令和8年度〕

令和5年10月の生活扶助基準改定を反映

I 前提

○若年単身 (生活扶助基準では18～19歳・単身)

○生活扶助基準額等

第1類費及び第2類費 合算基準額(円)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740	
第2類費冬季加算Ⅵ区(円) 〔11月から3月〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
			2,630		2,630	2,630	
期末一時扶助費(円) 〔12月のみ〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970	
住宅扶助実績値(円)	鹿児島市		鹿児島市以外				
	26,033.5		13,560.4				
県内級地別人口(人)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	計
	0	0	593,128	0	725,190	269,938	1,588,256

* 令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

II 生活保護

1 人口加重平均

(1)生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 合算基準額

$$\begin{aligned}
 & \frac{(\text{72,430 円} \times \text{593,128 人}) + (\text{70,080 円} \times \text{725,190 人}) + (\text{67,740 円} \times \text{269,938 人})}{\text{1,588,256 人}} \\
 & = \text{70,559.89 円} \cdots \text{①}
 \end{aligned}$$

②第2類費 冬季加算(1か月平均)

級地別の冬季加算(1か月平均)

2級地-1	:	2,630 円	× 5か月 ÷ 12月 =	1,095.83 円
3級地-1	:	2,630 円	× 5か月 ÷ 12月 =	1,095.83 円
3級地-2	:	2,630 円	× 5か月 ÷ 12月 =	1,095.83 円

$$\begin{aligned}
 & \frac{(\text{1,095.83 円} \times \text{593,128 人}) + (\text{1,095.83 円} \times \text{725,190 人}) + (\text{1,095.83 円} \times \text{269,938 人})}{\text{1,588,256 人}} \\
 & = \text{1,095.83 円} \cdots \text{②}
 \end{aligned}$$

③期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

2級地-1	:	12,880 円	÷ 12月 =	1,073.33 円
3級地-1	:	11,610 円	÷ 12月 =	967.50 円
3級地-2	:	10,970 円	÷ 12月 =	914.17 円

$$\begin{aligned}
 & \frac{(\text{1,073.33 円} \times \text{593,128 人}) + (\text{967.50 円} \times \text{725,190 人}) + (\text{914.17 円} \times \text{269,938 人})}{\text{1,588,256 人}} \\
 & = \text{997.96 円} \cdots \text{③}
 \end{aligned}$$

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned}
 & = \text{①} + \text{②} + \text{③} \\
 & = \text{70,559.89 円} + \text{1,095.83 円} + \text{997.96 円} \\
 & = \text{72,653.69 円}
 \end{aligned}$$

(2)住宅扶助

住宅扶助実績値

被保護者世帯

鹿児島市

9,645 世帯

鹿児島県(鹿児島市を除く)

9,176 世帯

合計

18,821 世帯

住宅扶助実績値

鹿児島市

26,033.5 円

鹿児島県(鹿児島市を除く)

13,560.4 円

$$\left(\frac{26,033.5 \text{ 円}}{18,821 \text{ 世帯}} \times 9,645 \text{ 世帯} + \frac{13,560.4 \text{ 円}}{18,821 \text{ 世帯}} \times 9,176 \text{ 世帯} \right)$$

$$= \frac{19,952.36 \text{ 円}}{18,821 \text{ 世帯}}$$

*1 「令和6年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」第3-10表により示される鹿児島市、鹿児島県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たりの住宅扶助の値

*2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

(3)生活扶助基準+住宅扶助

以上の(1)及び(2)より、

$$\bullet \text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 72,653.69 \text{ 円} + 19,952.36 \text{ 円} = 92,606 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

III 最低賃金との比較

1 最低賃金額

鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間	1か月の収入 円	手取額
6年	953 円	時間	円	円
		173.8時間	165,631円 円	136,480円
7年	1026 円	時間	円	円
		173.8時間	178,319円 円	146,935円

【1か月労働時間】

173.8時間=365日÷7日×40時間÷12ヶ月

【手取額】

1か月の収入に税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率(0.824)を乗じたもの。時間額953円及び1,026円で173.8時間働いた場合

2 最低賃金額との比較

生活保護①		鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間②	手取額③	1か月差額④ (①-③)	1時間差額 (④÷②÷0.824) 引上げ額
生活扶助基準額 + 住宅扶助 実績値	92,606 円	6年	953 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	136,480 円	▲ 43,874円	▲ 306 円
		7年	1026 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	146,935 円	▲ 54,329円	▲ 379 円
			円	時間	円	円	円
				時間	円	円	円

級 地 別 人 口

(令和2年国勢調査から)

級地の別	市町村名	令和2年国勢調査時の市町村名	令和2年の人口 (人)
	46 鹿 児 島 県	Kagoshima-ken	1,588,256

2 級地- 1	鹿児島市	201 鹿 児 島 市 Kagoshima-shi	593,128
2 級地- 1 の計⇒			593,128

3 級地- 1	鹿屋市	203 鹿 屋 市 Kanoya-shi	101,096
	枕崎市	204 枕 崎 市 Makurazaki-shi	20,033
	阿久根市	206 阿 久 根 市 Akune-shi	19,270
	出水市	208 出 水 市 Izumi-shi	51,994
	指宿市	210 指 宿 市 Ibusuki-shi	39,011
	西之表市	213 西 之 表 市 Nishinoomote-shi	14,708
	垂水市	214 垂 水 市 Tarumizu-shi	13,819
	薩摩川内市	215 薩 摩 川 内 市 Satumasendai-shi	92,403
	日置市	216 日 置 市 Hioki-shi	47,153
	霧島市	218 霧 島 市 Kirishima-shi	123,135
	いちき串木野市	219 い ち き 串 木 野 市 Ichikikushikino-shi	27,490
	南さつま市	220 南 さ つ ま 市 Minamisatsuma-shi	32,887
	奄美市	222 奄 美 市 Amami-shi	41,390
	伊佐市	224 伊 佐 市 Isa-shi	24,453
	始良市	225 始 良 市 Aira-shi	76,348
3 級地- 1 の計⇒			725,190

3 級地- 2	曾於市	217 曾 於 市 So-shi	33,310
	志布志市	221 志 布 志 市 Shibushi-shi	29,329
	南九州市	223 南 九 州 市 Minamikyusyu-shi	33,080
	三島村	303 三 島 村 Mishima-mura	405
	十島村	304 十 島 村 Toshima-mura	740
	さつま町	392 さ つ ま 町 Satsuma-cho	20,243
	長島町	404 長 島 町 Nagashima-cho	9,705
	湧水町	452 湧 水 町 Yusui-cho	9,119
	大崎町	468 大 崎 町 Osaki-cho	12,385
	東串良町	482 東 串 良 町 Higashikushira-cho	6,237
	錦江町	490 錦 江 町 Kinko-cho	6,944
	南大隅町	491 南 大 隅 町 Minamiosumi-cho	6,481
	肝付町	492 肝 付 町 Kimotsuki-cho	14,227
	中種子町	501 中 種 子 町 Nakatane-cho	7,539
	南種子町	502 南 種 子 町 Minamitane-cho	5,445
	屋久島町	505 屋 久 島 町 Yakushima-cho	11,858
	大和村	523 大 和 村 Yamato-son	1,364
	宇検村	524 宇 検 村 Uken-son	1,621
	瀬戸内町	525 瀬 戸 内 町 Setouchi-cho	8,546
	龍郷町	527 龍 郷 町 Tatsugo-cho	5,817
	喜界町	529 喜 界 町 Kikai-cho	6,629
	徳之島町	530 徳 之 島 町 Tokunoshima-cho	10,147
	天城町	531 天 城 町 Amagi-cho	5,517
	伊仙町	532 伊 仙 町 Isen-cho	6,139
	和泊町	533 和 泊 町 Wadomari-cho	6,246
	知名町	534 知 名 町 China-cho	5,750
	与論町	535 与 論 町 Yoron-cho	5,115
3 級地- 2 の計⇒			269,938

級地ごとの合計⇒	1,588,256
----------	-----------

【別添 1】

生活扶助基準額（令和 5 年10月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費（冬期加算を除く）、特例加算、経過の加算 合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19歳・ 1 人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和 5 年10月改定に基づく計算式等については参考 1－2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10～4月
II 区・ 1 人	9,030	10～4月
III 区・ 1 人	7,460	11～4月
IV 区・ 1 人	6,790	11～4月
V 区・ 1 人	4,630	11～3月
VI 区・ 1 人	2,630	11～3月

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970